

資格取得を検討しているひとり親の皆さまへ

ひとり親家庭の父又は母が能力の開発や自立の促進を支援するために、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業を実施しております。

資格取得を検討している方は講座を申し込む前（約2か月前まで）に「こども家庭センター」までお問い合わせください！

自立支援教育訓練給付金

対象の訓練講座を受講し、修了したときに学費等を支給します！

※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格のある方は、その給付金との差額を支給します。

次のいずれにも該当するひとり親の方 **※所得制限はありません！**

対象者

- ① 市内在住で、20歳未満の子を養育している
- ② 母子・父子自立支援プログラムの策定等の自立に向けた支援を受けている
- ③ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
- ④ 過去に自立支援教育訓練給付金を受けていない

対象講座

ハローワークが実施している雇用保険制度の教育訓練給付金指定教育訓練講座が対象です。

講座については、

「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」をご覧ください（一般/特定/専門の講座があります）。

講座はこちら↓



支給額

	支給額（いずれか低い方）	上限
一般教育訓練講座	受講費用の60%	20万円
特定一般教育訓練講座	受講費用の60%	20万円
専門実践教育訓練講座	受講費用の60% 又は修業年数×40万円	修業年数×40万円

※専門実践教育訓練講座は追加支給が受けられる場合があります。

訓練給付金の申請をするには事前相談が必要です。次のいずれかの方法で予約してください。

予約方法

電話：裏面の問い合わせ先の電話番号にご連絡ください。

電子申請：右の二次元コードより申請してください。

予約はこちら↓



高等職業訓練促進給付金

スキルアップのために訓練講座を受講する期間の生活費を支給します！

※最大48か月まで



6か月以上のカリキュラムからが対象です！

看護師、保育士、介護福祉士等の国家資格も対象です

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方 ※所得制限があります。

- ① 市内在住で、20歳未満の子を養育している
- ② 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある
- ③ 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる

対象講座

就職の際に有利となる資格で、養成機関において **6か月以上** 修業するもの
(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、デジタル分野等の民間資格等
対象になる資格の詳細については、お問い合わせください。

支給額

訓練期間中 月額 **10万円** (住民税課税世帯は月額 70,500 円)

※修学の最終12か月に限り支給額に **4万円** を加算

※看護師、保育士、介護福祉士の資格を所得する場合は扶養しているお子様の人数によって金額が加算されます。 **2人以下→3万円 3人以上→5万円**

受講修了後 **5万円** (住民税課税世帯は 25,000 円)

相談窓口が「こども家庭センター」になりました

令和7年4月1日より、ひとり親等相談窓口が保健福祉プラザにある「こども家庭センター」に変更となりました。

保健師や管理栄養士がいるので、子育てについての相談もできます。
子育て支援センターも気軽にご利用ください♪

事業内容の詳細については市のホームページをご覧ください！HPはこちら！

【お問い合わせ先】

綾瀬市こども家庭センター

住所 : 綾瀬市深谷中 4-7-10

電話番号 : 0467-77-1133

メール : wm.771133@city.ayase.kanagawa.jp



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

